

福岡市子ども習い事応援事業 償還払い Q&A

<償還払いについて>

問1 償還払いとは何ですか。

答1 助成対象者のみなさんがクーポンを使わずに登録教室へ習い事費用を支払い、後日、福岡市からみなさんへその支払った金額を支給（助成）する仕組みです。

問2 償還払いによる助成の対象者は誰ですか。

答2 クーポンによる助成の対象者と同じです。

福岡市内在住で生活保護または児童扶養手当を受給している世帯等*のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者が対象となります。

*ひとり親家庭等医療費用助成制度対象者も含まれます。

問3 償還払いを利用する場合も、クーポンの申込やログインが必要ですか。

答3 クーポンの申込（電子クーポンシステムの初回ログインやカード型クーポンの申請）がお済みでない方は、必要となります。

※一度ログインや申請が完了している方は不要です。

問4 クーポン利用から償還払いに切り替える場合、教室に伝える必要はありますか。

答4 毎月クーポンを利用している場合、支払方法が電子・カード型クーポンから現金やクレジットカード払い、口座振替等に変更となるため、支払い方法の変更について教室側に予めご相談ください。

ただし、償還払いは本事業の対象者であることを知られたくない方向けの仕組みであるため、既にクーポン利用をされている方は、できる限りクーポン利用の継続をご検討ください。

問5 償還払いの申請に必要な書類は何ですか。

答5 申請に必要な書類は下記のとおりです。

- ① 償還払い交付申請書（様式第2号）
- ② 振込先となる口座の通帳のコピー
- ③ 習い事費用を支払ったことが分かる書類（領収書等）

問6 償還払い交付申請書はどこから入手できますか。

答6 専用サイトの償還払いのページからダウンロードしてください。

<https://fukuoka.kodomo-naraigoto.jp/category-user/reimbursement/>

問7 申請書類はどのように提出したらいいですか。

答7 下記の提出先に電子メールまたは郵送（必着）で提出してください。

※来所での受付はしておりませんのでご注意ください。

【提出先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13階
福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課
電話番号：092-711-4762
電子メール：k-mimamori.CB@city.fukuoka.lg.jp

問 8 申請書類を直接持参して提出することは可能ですか。

答 8 来所での受付はしておりません。
申請書類の提出は電子メール又は郵送のみでお願いします。

問 9 償還払いの申請期限はいつまでですか。

答 9 費用を支払った月の翌々月 5 日までに申請してください。

なお、期限を過ぎた場合も申請は受付可能です。令和 7 年度の最終的な申請期限は令和 8 年 5 月 5 日（火）となります。

※令和 8 年 5 月 5 日（火）を過ぎて令和 7 年度中に支払った習い事費用の償還払いの申請をした場合、最終的な申請期限を過ぎているため、助成金の支払いはできませんのでご注意ください。

※令和 8 年 5 月 5 日（火）までに令和 7 年度中に支払った習い事費用の償還払いの申請をしても、書類に不備がある場合は助成金の支払いができない可能性がありますので、お早めに手続きを済ませてください。

問 10 償還払いの対象経費は何ですか。

答 10 クーポンによる助成の対象経費と同じです。

【対象経費】

- ・初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）
- ・月謝、受講料
- ・試験料、学力テスト料等
- ・通信費用
- ・道具、教材、教具代
- ・ユニフォーム、制服代
- ・その他、福岡市が必要と認めるもの

問 11 いつ支払った費用が償還払いの対象になりますか。

答 11 令和 7 年 7 月 1 日以降に登録教室に対して支払った対象経費（問 10 参照）が償還払いの対象となります。

問 12 登録教室以外の教室に対して支払った費用も償還払いの対象になりますか。

答 12 登録教室に対して支払った費用のみが対象となります。

問 13 子ども習い事応援事業の対象者だった期間に支払った費用について、クーポン廃止後（対象から外れた後）に申請することは可能ですか。

答 13 クーポン廃止後（対象から外れた後）であっても、助成対象者であった期間に支払った費用については申請可能です。

問 14 クーポン利用（電子クーポン・カード型クーポン）と償還払いを併用することはできますか。

答 14 併用は可能です。

ただし、同一年度でクーポン利用と償還払いを併用する場合も、子ども一人当たりの助成額は年額 12 万円（年度途中で対象となった場合は月割り）です。

問 15 償還払いを申請したら、いつ助成金が支給されますか。

答 15 費用を支払った月の翌々月 5 日までに申請した場合、費用を支払った月の翌々月末（最終営業日）に支給（振込）する予定です。

（例）令和 7 年 10 月に習い事教室へ 5 万円を支払った場合

⇒令和 7 年 12 月 5 日までに福岡市へ償還払いの申請を行うと、令和 7 年 12 月末に 5 万円を申請者（保護者）の口座にお振込みします。

⇒令和 7 年 12 月 6 日に福岡市へ償還払いの申請を行った場合は、令和 8 年 1 月 30 日に 5 万円を申請者（保護者）の口座にお振込みします。

※期限内の申請でも、書類に不備がある場合は翌月支払分（1 月 30 日支払い分）として取り扱う場合があります。

<償還払い交付申請書について>

問 16 償還払い交付申請書の申請者（保護者）は誰の名前を書けばよいですか。

答 16 生活保護の世帯主、児童扶養手当の受給者又は福岡市ひとり親家庭等医療費助成の認定対象者の名前を記載してください。

問 17 対象者 ID はどこで確認したらいいですか。

答 17 電子クーポンシステムのマイページまたはカード型クーポンでご確認ください。

問 18 クーポン残高はどこで確認したらいいですか。

答 18 電子クーポンシステムのマイページでご確認ください。
カード型クーポンをご利用の方は、コールセンターにお問い合わせください。

問 19 利用教室の正式名称や住所はどこで確認したらいいですか。

答 19 電子クーポンシステムや専用サイトの「教室検索」、カード型クーポンに同封されている「登録教室一覧」からご確認ください。

問 20 利用金額がクーポン残高を超えた場合はどうなりますか。

答 20 クーポン残高を上限額として交付します。

問 21 振込先となる口座は、申請者（保護者）以外の名義でもいいですか。

答 21 振込が可能な口座は、申請者（保護者）名義の口座のみです。

問 22 複数の教室に通っている場合、まとめて申請することはできますか。

答 22 複数教室を利用した場合は、「2 利用教室（登録教室）」に各教室の教室名・住所・利用金額を記入してください。
なお、「支払ったことが分かる書類（領収書等）」については、各教室分を提出してください。

問 23 6 か所以上の習い事教室に通っている場合、申請書はどうしたらいいですか。

答 23 6 か所以上の習い事教室に通っている場合は、申請書を2枚に分けて提出してください。

問 24 複数月分の費用をまとめて申請書に記載することはできますか。

答 24 習い事費用を支払った月ごとに申請書を作成して提出してください。

問 25 きょうだいがいる場合、複数の子どもの分をまとめて申請書に記載することはできますか。

答 25 対象となる子どもごと（きょうだい別）に申請書を作成して提出してください。

問 26 8 月分の月謝を7月に支払った場合、何月分として償還払いの申請をしたらいいですか。

答 26 支払った月ごとに提出となるため、7月に支払った場合は7月分として申請をしてください。

問 27 7月にクレジットカードで月謝を支払い、引き落としが8月だった場合、何月分として償還払いの申請をしたらいいですか。

答 27 クレジットカードの利用月が7月、実際に口座から引き落とされた月が8月の場合、8月分として申請をしてください。

<振込先となる口座の通帳のコピーについて>

問 28 どのページのコピーを提出したらいいですか。

答 28 通帳の表紙及び最初の見開きページ*のコピーを提出してください。

* 銀行名、支店名、口座種別（普通・当座）、口座番号、口座名義カナの記載があるページ

問 29 通帳の写真を提出でもいいですか。

答 29 通帳の表紙及び最初の見開きページ*の写真を提出いただいても問題ありません。

* 銀行名、支店名、口座種別（普通・当座）、口座番号、口座名義カナの記載があるページ

問 30 ネットバンキングで通帳が無い場合は何を提出したらいいですか。

答 30 ネットバンキングの場合は、「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義」が分かるページの画面を印刷（保存）して提出してください。

<支払ったことが分かる書類（領収書等）について>

問 31 支払ったことが分かる書類は何を提出したらいいですか。

答 31 下記のいずれかの書類を提出してください。

※なお、書類には記載すべき事項①～⑥の事項が全て記載されている必要があります。

（記載すべき事項）

- ① 支払日付
- ② 金額
- ③ 摘要（支払内容）
- ④ 支払者（宛名）
- ⑤ 支払先（教室）の氏名（名称）
- ⑥ 支払先（教室）の住所（所在地）

※③摘要（支払内容）については、何に使用したのか（例：○月分○○料として、夏期講習○○コース代）についても記載してください。

※領収書のコピー以外の書類については、記載すべき事項①～⑥の要件がそろわない場合は、要件が揃うように振込依頼書や口座振替依頼書、引き落とし依頼文書等の書類を添付してください。追加で提出できる書類がない場合は、不足している情報を手書きで補筆してください。

●領収書のコピー

記載すべき事項①～⑥が記載された領収書のコピー

※手書きの領収書の場合は、相手方の印鑑も必要です。

<指定金融機関へ振り込んだ場合>

●振込依頼書兼受領書（切取り方の振込依頼書の受領書部分）のコピー

ATM で振込をした場合は ATM の利用明細のコピー、インターネットバンキングで振込をした場合はインターネットバンキングの振込完了画面を印刷（保存）して提出してください。

<口座振替で支払った場合>

●実際に引き落としされたことが確認できる通帳及び口座振替依頼書のコピー

※通帳のコピー：該当の箇所以外は黒塗り

※口座振替依頼書がない場合：引き落とし依頼文書のコピーや引き落としに関する通知メールの画面等を印刷（保存）してください。

<クレジットカード引き落としで支払った場合>

●実際に引き落とされたことが確認できる通帳及びクレジットカードの利用明細のコピー

※利用明細及び通帳のコピー：該当の箇所以外は黒塗り

※WEB による利用明細の場合：WEB の画面を印刷（保存）

※クレジットカード引き落としで支払う場合、「費用を支払った月」は、カードの利用月ではなく、口座から「実際に引き落としされた月」とします。

<月謝袋等に現金を入れて支払った場合>

●記載すべき事項①～⑥が記載されている月謝袋のコピー

※③摘要（支払内容）については、「○月分○○料として」等の記載が必要です。

問 32 助成対象となる子どもがきょうだいで同じ教室に通っている場合は、領収書は分ける必要がありませんか。

答 32 助成対象となる子どもがきょうだいで同じ教室に通っている場合は、領収書は分けてもらってください。

問 33 きょうだいで同じ教室に通っている場合、クレジットカードの引き落としはきょうだい分まとめて実施されるが、どうしたらいいですか。

答 33 クレジットカードの引き落としや口座振替等できょうだい分がまとめて引き落としされている場合、助成対象となる子ども分の費用が分かる書類（教室からの請求書等）を追加で提出してください。他に追加で提出できる書類がない場合は、通帳のコピー等に「【子ども氏名】分〇〇円」等を補筆してください。

問 34 領収書を紛失した場合はどうしたらいいですか。

答 34 領収書を紛失した場合は、教室に再発行を依頼してください。
領収書等の支払ったことが分かる書類の提出がない場合は、助成金の交付はできません。

問 35 領収書の④支払者（宛名）はどうしたらよいですか。

答 35 領収書の宛名については、申請者（保護者）または対象となる子ども（習い事に通う子ども）の氏名にしてください。
なお、きょうだいが同一教室に通っており、それぞれ償還払いを申請する場合は、宛名である保護者氏名の後に、カッコ書きで（【子ども氏名】分）と追記するか、宛名をそれぞれ対象となる子どもの氏名にしてください。

（例）申請者（保護者）：福岡花子、対象となる子ども：一郎、次郎

① 複数の子どもが同一教室に通う場合（宛名を保護者の氏名にする場合）

領 収 書	令和7年7月10日
福岡 花子(福岡 一郎分) 様	
¥5,000-	
摘要: 但し 8 月分月謝として	
天神スイミングクラブ	
福岡市中央区天神1丁目8-1	

領 収 書	令和7年7月10日
福岡 花子(福岡 次郎分) 様	
¥5,000-	
摘要: 但し 8 月分月謝として	
天神スイミングクラブ	
福岡市中央区天神1丁目8-1	

② 複数の子どもが同一教室に通う場合（宛名を対象となる子どもの氏名にする場合）

領 収 書	令和7年7月10日
福岡 一郎 様	
¥5,000-	
摘要: 但し 8 月分月謝として	
天神スイミングクラブ	
福岡市中央区天神1丁目8-1	

領 収 書	令和7年7月10日
福岡 次郎 様	
¥5,000-	
摘要: 但し 8 月分月謝として	
天神スイミングクラブ	
福岡市中央区天神1丁目8-1	

問 36 支払ったことが分かる書類はどのように提出したらいいですか。

答 36 電子メールで償還払いの申請をする場合は、PDF やスクリーンショットの画像等をメールに添付して提出してください。

郵送で申請する場合は、コピー等を申請書に同封して提出してください。

問 37 電子マネーや QR コード決済等で支払った場合、償還払いによる助成を受けることはできますか。

答 37 習い事費用を電子マネーや QR コードで支払った場合でも、領収書があれば助成を受けることは可能です。

ただし、電子マネーや QR コード決済の取引履歴等のページだけでは、申請者（保護者）が支払ったことなどの確認ができず、「支払ったことが分かる書類（領収書等）」として取り扱うことはできません。領収書など記載すべき事項①～⑥が確認できる書類を併せてご提出ください。

<償還払い申請後について>

問 38 償還払い申請後に必要な手続きはありますか。

答 38 償還払いの申請受付後、福岡市が申請内容を審査し、習い事費用を支払った月の翌々月中旬頃に交付決定通知書を送付します。
交付決定通知書に振込予定日を記載しますので、申請書に記載した口座に交付決定額が振り込まれているか確認してください。

問 39 月の途中で習い事教室を退会し、教室から返還金が発生した場合はどうしたらいいですか。

答 39 退会・退塾等により、教室から習い事費用の返還があった場合は、福岡市に助成金を返還する必要があります。
助成金（償還払い）返還申出書に必要事項を記入し、提出してください。
福岡市が返還申出書の内容を確認後、返納通知書を送付しますので、返納通知書の裏面に記載の金融機関で返還金の振込をお願いします。
※返還金の振込後、返還額分のクーポンを返還申出者のクーポン残高に加算します。

問 40 返還申出書はどのように提出したらいいですか。

答 40 下記の提出先に電子メールまたは郵送で提出してください。
※来所での受付はしておりませんのでご注意ください。

【提出先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 13 階
福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課
電話番号：092-711-4762
電子メール：k-mimamori.CB@city.fukuoka.lg.jp